



「富士山百景」初秋富士

VOL. 2593

Rotary International

「善意を育み、奉仕の実践を」

第2593回例会 2017.10.25

ソング「四つのテスト」



富士ロータリークラブ **WEEKLY**

<http://fuji-rc.com/>

例会日:毎週水曜日 12:30
 例会場:ホテルグランド富士
 TEL(0545)61-0360
 事務所:〒416-0913 富士市平垣本町8-1
 ホテルグランド富士内
 会長:滝 克芳
 副会長:植 田 眞 晴
 幹 事:石 井 誠
 副幹事:佐 藤 昌 久

会長挨拶

滝 克芳

最近、人手不足の話をよく聞きます。特に建設関連や介護、輸送機器などが深刻です。サービス業でも、人手がないために営業を断念せざるを得ないということも聞いております。弊社では仕事の一部で求人広告を扱っています。そこでよく聞かれる「有効求人倍率」のことをお話しさせていただきます。これは公共職業安定所を通した求人・求職に限定されます。よって職安に登録していない人、新聞・求人誌・チラシ、ネットのみでの求人活動はカウントされません。あくまでも有効求職者に対する有効求人数が、有効求人倍率となります。加えて新規学卒者もこの数字から除かれています。そんなわけで実際の数字とのギャップは生じてきます。それでも完全失業率と並んで、労働市場の受給状況を示す代表的な指標となっています。現在倍率は1.5倍を超えていますがこれはバブル期に最も高かった1.46倍を超えています。ちなみに一番低かったのは、調査開始以来と言われる1998年の0.49倍と翌年5月の0.46倍です。ちなみに今年8月の有効求人倍率は全国1.52倍 富士1.55倍 最も高いのが静岡の2倍で、最も低いのが焼津の1.02倍 完全失業率は 2.8% (186万人) です。

幹事報告

石井 誠

- ①例会変更のお知らせ
 新富士RC 11月7日・14日 振替休会
 沼津RC 11月3日・24日 休会
 富士宮RC 10月30日 休会
- ②ガバナー事務所よりお知らせ
 ・10月のロータリーレートは、1ドル=112円

③会報回覧

沼津クラブ 沼津北クラブ 沼津西クラブ 赤十字NEWS

親睦委員会

岸本 泰次

会員誕生日 藤 尾 肇 S28.10.25
 夫人誕生日 石 井 慈 10.26
 入会記念日 等 健 次 H27.10.28



お誕生日
おめでとう
ございます

☆私のスマイル

- 佐野力哉君 皆様10月20日のポリオ募金活動ありがとうございました。
- 等 健次君 台風につぐ台風でいやになります。
- 宮下正雄君 衆議院選挙が終わりました。次は12月に行われる富士市市長選挙です。
- 川村統勇君 創立50周年事業の職員旅行で、台湾旅行を楽しんできました。20年前と比較して、余りの違いにびっくりしました。
- 石井 誠君 ポリオ募金活動、ご苦勞様でした。会長と話をし、会員1口1,000円以上で募金をお願いします。
- 滝 克芳君 ポリオの街頭募金活動ご苦勞様でした。仕事で忙しく途中で参加された方、終了後の飲み会に参加された方共にお疲れ様でした。

出席報告

岸本 泰次

2593回

会員数	計算会員数	欠席者数	出席者数	出席率
33名	33名	4名	29名	87.8%

2591回 10/4確定

会員数	計算会員数	欠席者数	出席者数	出席率
32名	32名	6名	26名	81.2%

例会プログラム予告

- 11月16日 夜間例会 (ボジョレーヌーヴォーを楽しむ会) 於:十三文 18:30
- 11月22日 卓話

新入会員

有限会社
アローズコーポレーション
代表取締役
矢部 俊広 君



ポリオ撲滅募金活動

10月20日 16時～18時 富士駅北口で行いました。
集まった募金は14,267円です。みな様のご協力ありがとうございました。
次回の募金活動は、中央公園 産業フェアでの盲導犬PR活動の時にポリオ募金も同時に行います。
11月4・5(土・日)2日間でございますので、みな様のご協力をよろしくお願いいたします。



会員も例会時募金しました



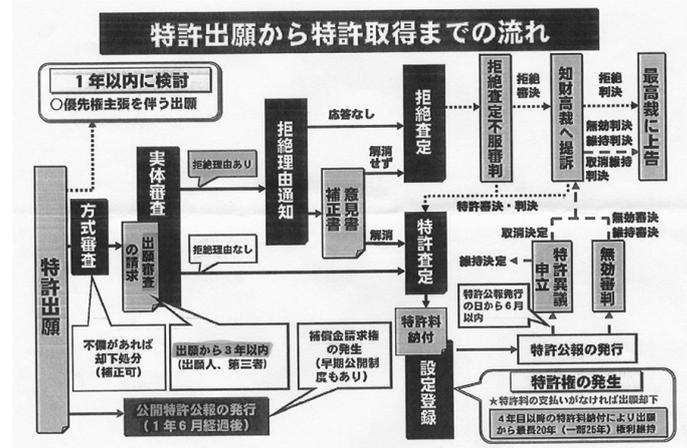
会員卓話

株式会社アトマックス
代表取締役 池田 正明 君



「知的財産権」について

財産(権)は、形のある動産及び不動産が一般的ですが、人間の精神活動の結果として創作されるアイデア等無形のものの中に、財産的価値が見出されるものがあります。このような人間の知的な活動から生じる創造物に関する権利を、知的財産権と呼んでいます。知的財産権は、社会の発展とともにその重要性が増しています。知的財産権を類別すると、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作権、著作隣接権、育成者権、営業秘密等に分けることができます。知的財産は、登録により発生するものと、創作等により直ちに発生するものがあります。知的財産権のうち産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)については特許庁に、回路配線利用権は(財)ソフトウェア情報センターに、また、育成者権は農林水産省に、それぞれ登録することにより権利が発生します。特許権は、出願しただけでは権利を取得できません。出願をすると方式審査が行われ、さらに審査請求をすると審査官による実体審査が行われます。特許の要件を満たしている場合は特許審査がなされ、特許料の納付により特許原簿に登録されると、特許権が発生します。特許の要件を満たしていないものは拒絶されます。



特許出願するときは「特許願」、「明細書」、「特許請求の範囲」、「要約書」、「図面(化合物の合成方法のように図面を必要としない場合は不要)」の5つの書類について各1通必要です。なお、要約書は、もっぱら公開特許公報への掲載を目的とするものであり、権利の解釈には用いないことになっています。

通常の特許出願料は、1件 15,000円です。

編集者 吉田 浩之